

産休・育休代替職員（歯科衛生士） 採用選考案内

歯科衛生業務を担う臨時的任用職員の募集です。

- ・受付期間 令和4年5月23日（月）～ 採用予定人員に達するまで
- ・試験日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・募集人員 1名
- ・勤務場所 兵庫県立尼崎総合医療センター

1 産休・育休代替職員について

- (1) 今回募集する産休・育休代替職員とは、県立尼崎総合医療センターで産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) 職員の産休期間中（概ね16週間程度）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (3) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (4) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (5) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用されない場合があります。
- (6) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

2 受験資格

- (1) 歯科衛生士の有資格者
- (2) 任用の日に兵庫県立尼崎総合医療センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

(1) 選考方法

応募書類および面接試験による選考

(2) 日 時

応募書類到着後 7 日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡

(3) 場 所

兵庫県立尼崎総合医療センター

〒660-8550 尼崎市東難波町 2 丁目 1 7 番 7 7 号

TEL : 0 6 - 6 4 8 0 - 7 0 0 0

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で履歴書（写真を貼付したもの）を提出してください。

※ 可能であれば職務経歴書を添付してください

兵庫県立尼崎総合医療センター総務課宛

〒660-8550 尼崎市東難波町 2 丁目 1 7 番 7 7 号

封筒表に「歯科衛生士（臨時的任用職員）応募」と記入してください

5 合格発表

書類選考および面接試験後、7 日以内に文書または電話連絡にて通知します

6 採用予定時期

採用日は、合格発表に併せて通知する予定です。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

概ね 1 6 週間程度

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 ヶ月）。なお一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等（正規職員に準ずる）

(1) 給料月額（地域手当を含む）

月額 184, 776 円～270, 874 円（昇給あり：ただし上限あり）

※ 給料月額の算定は、学歴及び職歴により個別に決定します。

なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 超過勤務手当、特殊勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 期末・勤勉手当(年2回)

年間計4.3月(6月期:2.15月、12月期:2.15月)

※在職期間に応じた割り落としあり。

※期末・勤勉手当は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) その他諸手当(通勤手当、住居手当、扶養手当)

正規職員に準じて支給します。(支給要件、支給度額の設定あり)

(5) 勤務時間

週38時間45分(週5日勤務)

8:45~17:30(7時間45分×週5日)

(6) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます)。その他、夏季休暇等任用条件に応じて各種休暇・休業制度(有給・無給)の適用があります。

(7) 社会保険

地方職員共済組合となります。

(8) そ の 他

① 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

② 利用可能な院内保育室有

9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。